

## いしかわ森林環境基金事業実施要領の改正概要

いしかわ森林環境基金事業のうち、県産材を使用した民間施設への助成事業である「いしかわの木を活かす民間施設普及拡大事業」（以下「本事業」という。）については、着工から完成が年度をまたぐ場合、完成する年度の予算成立を前提として、着工年度に事業計画を申請し、完成時に交付申請することが可能となっています。

このことについて、「いしかわ森林環境基金事業実施要領」（以下「本要領」という。）における表現を明確化・簡素化するため、本要領を改正します。

（本要領改正 一部抜粋）（下線は今回新設箇所）

第8 （前略）なお、木工事着工から事業完了（工事が完成し、かつ施主に引渡されることをいう。以下同じ。）まで年度をまたぐ施設については、事業完了の日が属する年度の予算成立を前提として、木工事着工前までに事業計画承認申請書を提出することができる。（後略）

その他、本事業の運用について、下記1、2のとおり改正するほか、表記の軽微な改正を行います。

### 1 規程類の整理について

これまで、本要領のほかに、毎年度、「いしかわの木を活かす民間施設普及拡大事業募集要項」（以下「募集要項」という。）を定めていましたが、本事業に係る要件が本要領や募集要項に分散して記載されていたため、本要領に統合し、明確化・簡素化を図ります。

### 2 補助対象となる施設の事業期間について

- （1）事業完了日の期限について、①本要領では、「事業計画の承認通知日から1年以内」と規定していましたが、②本年度の募集要項では、令和9年3月19日までと規定していました。
- （2）これを改正し、本要領において「事業計画の承認通知日が属する年度の翌年度の3月24日まで」と改めます。
- （3）（2）に伴い、交付申請及び実績報告書の提出期限について、これまでの募集要項における令和9年3月23日を改め、本要領において「事業完了の日から起算して15日を経過した日、又は事業完了の日が属する年度の3月24日のいずれか早い期日まで」と定めます。